

○埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示

(平成十六年四月二十三日)

(国土交通省告示第四百九十五号)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)第五十五条第二項(第六十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示を次のように定める。

埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示

(技術上の基準の細目)

第一条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成十六年国土交通省令第五十九号)第五十五条第二項の告示で定める細目は、次のとおりとする。

一 標識は、制限区域に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを禁止する旨を表示したものであること。

二 障壁の構造は、次に掲げるものであること。

イ 忍び返しを取り付けていること。

ロ 下部から容易に侵入できないこと。

ハ 塩害等により腐食のおそれのある部分にあつては、腐食防止のための措置が講じられていること。

ニ 風荷重及び雪荷重に耐える強度を有すること。

三 監視装置は、次に掲げる要件に適合するものであり、かつ、地形、気象その他の自然状況、貨物の種類、数量その他の利用状況並びに照明設備の照度及びその設置する場所を勘案して保安上適切な位置に配置すること。

(1) 遠隔操作ができること。

(2) 電磁的干渉により他の監視装置の機能に障害を与え、又は他の監視装置からの電磁的干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられていること。

第二条 前条の規定は、埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設について準用する。

附 則

この告示は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の施行の日から施行する。